

## バークの『カトリック法論』

真 嶋 正 己\*

### Burke's *Tracts Relating to Popery Laws*

MAJIMA Masami

The Irish Affairs was one of the political subjects with which Edmund Burke (1729-97) got deeply involved as a member of the House of Commons. In this paper I will examine his famous *Tracts relating to Popery Laws*, analyze his assertion in line with the context, and then discuss its significance.

The *Tracts* was not only his first political pamphlet but also the first of his vindication of the Irish Catholics and Ireland. In addition, it provided even the basis for his later arguments regarding Irish problems. The latter is especially the major premise of this paper. In the *Tracts*, Burke criticized the popery laws directed against the Irish Catholics from three aspects: The first was that the popery laws were not legally valid. Second, they compelled the Irish Catholics to convert to a specified religion (the Church of Ireland) unjustly. Finally they debilitated Ireland and Great Britain as well. Surveying the points at issue carefully, one notices that Burke had attached great importance to the various disabilities intended to exclude Catholics from property, especially landed property, and can conclude that he had considered the popery laws to be injurious to the British Constitution.

#### Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), Irish Catholics (アイルランド・カトリック), Popery Laws (カトリック法), Property (財産), Constitution (国制)

バークは、1765年にイングランドの政界に登場して以降30年の近きにわたりブリテンにおいて生じた重大な問題の多くに深く関与した。アイルランド問題はその主たるものの一つであるが、他の問題と比べその趣はかなり異なる。それは、アイルランドが彼の生国であり、イングランドに移って以降もなお彼の心を捉えて離さず、終生その有り様に心を砕き続けたにもかかわらず、アイルランドに関する彼の言及は極めて散発的かつ控えめであったということに象徴的に示される。そうした中で、本稿で取り上げる『カトリック法論』(*Tracts relating to Popery Laws*)は、「長年虐げられてきた自分の生国の民衆への彼の感情の雄弁な

吐露」<sup>1)</sup>とされる『ラングリッシュ卿への書簡』(*Letter to Sir Hercules Langrishe*, 1792)をはじめ生前に公開された幾つかの書簡等を除き、アイルランド問題に関する唯一の著作であるばかりか、ロッキングガム侯 (Marquess of Rockingham)の知己を得てイングランドの政界に登場する少し前に企図されたそれは、彼の最初の政治的パンフレットであるとともに、「彼の一連のアイルランド擁護論の、その嚆矢」<sup>2)</sup>でもあった。

#### 1. 名誉革命とカトリック法

結局、最後まで書き上げられることなく放置さ

---

\* 呉大学社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Kure University)

れて、パークの死後「断章」(fragments)として彼の著作集に収められた『カトリック法論』は、1760年代初めに書かれたとされる幾つかの草稿から構成されている。<sup>3)</sup> 彼は、1759年にチャールモント伯(Earl of Charlemont)の紹介を受け、商務委員の一人で当時その将来を大いに嘱望されていたW.G.ハミルトン(William Gerald Hamilton)と親交を結び、それが縁で、ハミルトンがアイルランド総督ハリファクス伯(Earl of Halifax)の主席秘書官として渡島することになったのに伴い、その私設秘書として1761-2年と1763-4年の二度にわたり生国アイルランドの土を踏んでいる。<sup>4)</sup> 当時アイルランドでは隔年ごとに議会が開催されており、アイルランド総督は議会開催に合わせて渡島するのが常であった。とはいえ、この時期の私設秘書としてのパークの言動はあまり定かではない。ポインングズ法(Poynings' Law)の下にその独立性を失っていたアイルランド議会は二年分の予算を審議・議決することを主務としており、その地の有力者と交渉を重ねながら議会を無事平穏に運営することがハミルトンに課された主な仕事であった。それゆえ、私設秘書としてのパークの仕事もアイルランドの議員や行政官などと交流して政情を正確に把握し、それを基に適宜アドバイスしてハミルトンを補佐することにあつたと推知されるが、そうした中で生まれたのがこの『カトリック法論』である。と同時にまた、実際政治の場に身を置き、つぶさにそれに触れるというこのときの経験が、その後の政治家パークを準備したということもできる。<sup>5)</sup>

ところで、この時期のアイルランドではプロテスタントを中心に変化を求める新しい動きが生まれつつあった。1760年のジョージ三世の即位、およびそれに続くアイルランドの議会選挙を契機に、急進派政治家C.ルーカス(Charles Lucas)や後に義勇軍運動の指導者の一人となるH.フラッド(Henry Flood)といった、アイルランドの利益を主張して政治的変革を求めるプロテスタントの一群がアイルランドの下院に登場し始めていた。<sup>6)</sup> しかしその一方でカトリック農民の生活

は、強制労働、共有地の囲い込み、法外な地代や十分の一税の強制的な取立てなどのために困窮を極め、閉塞した状況に対する憤懣が農村を覆っていた。パークは、アイルランド滞在中に「他の限りなき非道抑圧に加え、文明化した時代ではこれまで知られていない多くの残虐な殺人」がカトリックに対して行われているのを知った、<sup>7)</sup> と後年書簡の中で書き残している。後に続くことになる一連の農村騒擾(agrarian disorders)の走りとして、ホワイト・ボーイズがマンスターを中心に闘争を開始するのは、彼がハミルトンに随行して11年ぶりに生国に戻ってからのことである。彼らは白衣を身に纏って地主や徴税人を襲撃したことからこの名が付いたが、その直接的原因は、牧草地の拡大に伴う囲い込みの強化や地代の高騰による生活破綻であった。コーク(Cork)、キルケニー(Kilkenny)、リムリック(Limerick)、ティペラリー(Tipperary)などで断続的に発生したこのホワイト・ボーイズによる闘争は、農民の行き場のない怒りを明確に象徴するものであった。

後年パークは、『ラングリッシュ卿への書簡』の中で「刑罰法の精神を周到に調べてきたあなたでしたら、われわれが共通して忌み嫌う現在の不幸の大部分が(いやしくもあるとして)刑罰法に起因していることに、完全にお気づきであるに違いありません」とした後、次のように述べている。

その公然たる目的は、アイルランドのカトリックを財産も尊厳も教育もない惨めな大衆へと貶めることにありました。その公言された目的は、これらの法規にもかかわらず、某かの財産を保持または獲得するやもしれない少数の人々から、残余の人々へのあらゆる種類の影響力ないし権威を奪い取ることにありました。その国民は共通の利害も共感も結びつきもない二つの異なる集団に分かたれ、集団の一方は、すべての選挙権、すべての財産、すべての教育を所有し、もう一つの集団は、彼らのための水汲み人や泥炭掘り人から構成されることになりました。<sup>8)</sup>

「共通の利害も共感も結びつきもない」二つの別

個な集団により分断された国家、これこそが彼の目に映じたアイルランドの真の姿であり、「刑罰法」(Penal Laws)にこそその一切の原因があると思念された。これは、パークが終生抱懐した考えである。後に詳しくみるように、『カトリック法論』の中で彼は、刑罰法を「その国のばかげた行為の主たる原因」<sup>9)</sup>と措定し、様々な角度・論点からその違法性・不当性ならびに残虐性を激しく糾弾しているが、この点でまた、『カトリック法論』は、彼の「カトリック擁護論」ないし「アイルランド擁護論」の出発点であるばかりか、その本質を規定するものでもあったといえ、そうした視座から同書を読み解くのが本稿の目的である。

このようにパークがアイルランドの惨状の元凶として指弾した刑罰法とは、もっぱら「アイルランドにおける名誉革命」の帰結として1695年から1728年までの間にアイルランド議会で制定された一連のカトリック法(Popery Laws)を指す。名誉革命によりイングランドの王位をメアリと共同して継承したウィリアム三世は、フランスの後援を受けて王位奪還を目的にアイルランドに上陸したジェームズ二世を1690年7月ダブリン北方のボイン河畔(the Boyne)の戦いで打ち破り、ジェームズの逃亡後もなお頑強な抵抗を続ける、カトリックを主力としたアイルランド軍を翌年の10月にリメリックで最終的に降伏させた。このウィリアムの勝利は、アイルランドのイングランドへの従属を決定づけるものであったが、同時にまた、アイルランド国内にあってカトリックに対するプロテスタント、とりわけ国教徒の優位を確定するものであった。アイルランドで絶対少数派であったプロテスタント国教徒は、数の上での劣勢を挽回して国教徒による寡頭支配を貫徹するために、1692年にアイルランド議会からカトリック勢力を一掃したのを機に一連のカトリック法を制定したが、何よりもその目的は、カトリックを半永久的に完全に隷属した状態に置き、もって一切の脅威・懸念を取り払うことにあった。<sup>10)</sup>

このことに触れてパークは、先のラングリッシュ宛書簡の中で次のようにいう。

名誉革命は、イングランドとアイルランドにおいて多くの本質的な点で別々に作用しました。たとえ諸原理が両王国において完全に同じであったとしても、まったく異なった対象へのこれらの原理の適用によって、システムの全精神は、逆さには言わないまでも、変更されました。イングランドではそれは、人民の大多数の者が彼らを抑圧しようとした非常に小さな党派の努力に対し彼らの自由を確立するための戦いでしたが、アイルランドでは、はるかに大多数の者の市民的自由、財産および全体の政治的自由を犠牲にした、より少数の者による権力の樹立でした。<sup>11)</sup>

これは、1792年にアイルランドのカトリックに対して選挙権を付与することの緊要性・正当性を論ずる際に述べられた言葉であるが、彼の名誉革命観を考える上でとりわけ重要である。彼は、歴史に基づかないフランスの抽象的な革命原理に抗して、歴史に裏打ちされる中で形成・発展し、名誉革命の中で決然と再確認されたイングランドの具体的な国制原理を措定したが、そうした中で「アイルランドにおける名誉革命」の帰結たるカトリック法、およびそれに依拠したプロテスタント・アセンダンシーは、国制に対する根本的かつ重大な瑕疵を構成するものでもあった。この点で、上記の言は、そうした心情を明確にしてでも、カトリックの救済・解放を実現しようとする彼の決意を示すものであったといえるが、彼のそうした思いが『カトリック法論』にすでに明確に示されていたことを、われわれは後ほど確認することができる。

しかしその前に、パークが「われわれが共通して忌み嫌う現在の不幸の大部分」が起因するとしたカトリック法の特徴について今少しみれば、次のようにいうことができる。まずそれは、数の上で圧倒的多数を占めるカトリック教徒全員を対象にしていたこと、ならびにその内容が多岐にわたり、宗教の他に、政治、経済、社会の各方面に及んでいたことである。<sup>12)</sup> フランスの、ユグノーに対するような一般的な弾圧法規と比べて、カトリ

ック法がことさら趣を異にするといわれるのは、それが全人口の三分の二とも四分の三ともいわれる数の人々を一括して対象にしていたことによる。<sup>13)</sup> それゆえに、前者のように一部少数派教徒を対象とした場合、それは純然とした信仰に基づく迫害であり、改宗もしくは国外追放を直截的目的としていたのに対し、後者は、内容に関して多岐であったものの、その時々の特異な問題に対応して制定されたために、著しく体系性を欠いたものであった。<sup>14)</sup> このことに触れてベケット (J. C. Beckett) は、いみじくも次のように述べている。「その全般的な目的は、改宗というよりもむしろ地位降下にあった。アイルランドの刑罰法は、フランスのとは異なり、厳密な意味で宗教的迫害とはみなされえない。というも、ローマ・カトリックの典礼を抑圧しようとするものではなかったからである。」<sup>15)</sup>

カトリック法は、1695年に制定された二つの法令をその最初とする。それによりカトリックは、国内で教師や助教師になったり、海外で教育を受けたりすることを禁じられるとともに、武器を所持・携帯すること、ならびに5ポンド以上の価値を有する馬を所有することも禁止された。さらに宗教の領域に関して信仰それ自体は黙許されたものの、1697年の「聖職者追放令」により大司教、司教をはじめとした聖職者や各修道会の修道士が追放され、次いで各小教区に登録司祭を1名だけ許すとした1704年の「司祭登録法」により、未登録司祭が国外追放を命じられるとともに、各小教区は助任司祭を置くことも禁じられた。<sup>16)</sup> 追放令の後に登録法が制定されたのは、元々追放令は高位聖職者や修道会士だけでなく、司祭・助任司祭を含むすべての聖職者を対象としていたものの、残留してなお活動を行う司祭に加えて、禁を犯して帰国する司祭が多数に上ったために、法の貫徹は困難で、得策でないと思慮されたこと、およびスペイン王位継承戦争が勃発する中で内外に対し寛容な姿勢を示す必要があると思慮されたことなどに由る。そのために、ミサは管理され、信徒による聖地への巡礼も一応禁止されてはいたもの

の、法が厳格に施行されることは少なく、無登録の聖職者は積極的に活動し、違法なミサも恒常的に執り行われていたのである。<sup>17)</sup>

従って、それがためにカトリック法は、従来の弾圧法規とは異なり、宗教的領域ではなく、政治・経済の領域においてもっともその効果を発揮したという点に、その最大の特徴を有することになる。先の「司祭登録法」と時を同じくして制定された1704年の法令（「カトリックのさらなる伸張を防止する法」An act to prevent the further growth of Popery）は、カトリックに対する、政治・経済の両面におけるあからさまな抑圧を意図し、カトリック社会全体に多大な影響を与えた。1692年にアイルランド議会から排除されたカトリックは、この法令により選挙権を事実上奪取された<sup>18)</sup> 上に、民事・軍事を問わず、あらゆる公職・法曹職からも排除され、政治的影響力を実質的に失うことになった。また同様にカトリックは、土地財産の取得に関し諸種の権利を剥奪されるとともに、贈与による土地の取得や31年を越える土地の賃借も禁じられ、法定内の賃借についても不当に高い地代を条件とされた。さらに相続に関して、カトリックにのみ男子均分相続制が適用されたために、カトリックの土地所有者が死去した場合、土地ならびに財産はすべての子息の間で均等に分割されなければならない、カトリックがそうした分割相続を逃れるにはアイルランド国教会に随順する以外なかった。同法の目的が土地所有者の長子または法定相続人による改宗を奨励するところにあったとされるのは、そのためである。

こうした土地財産の取得・相続に関する規制は、カトリックの土地所有を困難にし、プロテスタントによる土地財産の独占を推し進めることになった。土地所有が政治権力への足がかりであった当時であって、これは、単なる経済的抑圧に留まらず、政治的抑圧とも相俟って、カトリックを政治的にも経済的にも完全に無力な存在、マホーニ (Thomas H. D. Mahoney) の言葉を借りれば「奴隷の境遇にも似た状態」<sup>19)</sup> に貶めたのである。これはまた、「カトリック信仰そのものが被支配

者の宗教に格下げされてしまった」<sup>20)</sup>ことを意味した。その結果、カトリックの土地所有者の多くが不利益を避けるために改宗を余儀なくされ、上述のカトリック法が制定される前の1703年に14%あったカトリックの土地占有率は漸減して1778年までには5%未満になるとともに、地代財産も400万ポンドのうち6万ポンドを占めるに過ぎなくなった<sup>21)</sup>のは、その効果を雄弁に物語っている。パークは、『ラングリッシュ卿への書簡』の中で一連のカトリック法を評して最大限次のように皮肉っている。

それは、統一性と一貫性に満ち、そのすべての部分が上手に整理され、見事に構成された完全な体系でした。それは、賢明かつ入念に設計された装置であり、人間のゆがんだ創意工夫に由来する分、それだけ民衆の抑圧と貧窮、退廃、およびそうした状態にあって人間本性それ自体の墮落に申し分なく適しました。<sup>22)</sup>

## 2. カトリック法批判

『カトリック法論』は、冒頭の計画では5章構成の予定であったが、第1章および第5章を欠いており、現存する章は三つだけである。しかも、編者により付された頭注によると、この三つの章も第2章を除いて完全ではない。<sup>23)</sup>パークは、その第3章第1部で、歴史上に現れたこれまでの宗教的迫害とはまったく質を異にした、アイルランドの抑圧システムは「不正かつ拙劣で何の効果もなく、この国の繁栄、道徳、安全にもっとも不幸な影響を及ぼしている」<sup>24)</sup>とすこぶる明確に指弾しているが、現存する部分の主な内容は、概ね、カトリック法がアイルランド社会に及ぼすそのまったき悪しき作用を具体的に詳説した部分(第2章)と、その不正・不当性を明らかにした部分(第3章、第4章)とに大別される。<sup>25)</sup>そして後者は、さらにカトリック法それ自体に内在する不当性、特定の宗教を人民に強制することの不当性、および「国家の繁栄、静謐、安全にもたらす有害

にして拙劣な結果」<sup>26)</sup>の三つに分けて論じられている。

その中で、カトリック法は法としての妥当性を著しく欠くがゆえに不正・不当であるとする第一の論点は、同書のもっともよく知られた部分である。パークは、まず最初に「刑罰と法的無能力からなるこのシステムは、小さなセクトや人目を引かない党派ではなく、極めて多数の者からなる一団、つまり少なくとも国民の三分の二を内包する一団を対象としている」<sup>27)</sup>と述べて、カトリック法が対象とする範囲のあまりの異常性を指摘する。これがその後展開される立論の大前提をなす。彼は、一定年数を経た法であっても、「その、共通の権利および正しき統治の目的への背馳が性質上看過しえず、また実際上広がっているならば、この異議申し立ては、法の基礎および原理にまで及ぶがゆえに、……それを無効とし、結果として……それを廃棄および撤廃のしかるべき対象と裁定する」として、法の撤廃に道筋を付けた後で、次のように論断する。「大勢の人の禍福は、決してどうでもよいことであろうはずはない。人民の大多数に敵対する法は、事実上人民そのものに敵対する法である。そうした法の範囲は、その無効を決定する。」なぜならば、「国民の多数に仇なす法は、合理的な制度の性質を有さず、同様に権威も有さない」<sup>28)</sup>からである。

このようにパークは、刑罰と法的無能力とを一方的に課し、人民の大多数を法的保護の埒外に置くカトリック法はその常軌を逸した対象範囲の広さから、法の名に値しないものとして無効を宣すが、ここで彼は論を進め、法が法としての妥当性を得るための要件として人民の同意と、上級法である自然法への合致の二つを挙げてカトリック法を祖上に載せる。まず人民の同意についてであるが、彼は次のようにいう。「統治のあらゆる形態において人民が真の立法者であり、法の制定が直接的に一人の人間の手によろうと、多数の人間の手によろうと、その遠因および動因は、人民の明示的または黙示的同意である。そして、そうした同意は法の有効性にとって絶対的に不可欠であ

る」<sup>29)</sup>と。では、大多数の人民の法的権利を剝奪したカトリック法に、黙示的であれ、人民は同意したとどういうか。確かに人民は立法府の制定したものに黙諾するが、あくまでそれは、人民のために制定された場合に限られる。この点で人民は、公益の手段および本質についていつも理解しているとは限らないが、さりとて明白な権利侵害を識別できないほどに粗雑愚鈍ではない。彼は、次のように明快にいう。「大多数の人々を恩恵、特権、信託からではなく、社会の共通利益から排除することが彼らのために常に意図されうる、または彼らの黙諾により常に承認されうると考える者などいようはずもない。それゆえ、もし法が存するためにともかくも黙諾が必要であるとするならば、そうした法令は法として決して適しえない。」<sup>30)</sup>

さらに、そうした承認が一塊の人民、すなわち有権者団により事実上なされたとするならば、どうか。この場合もパークは、誰であれ「社会全体に損害を与える法を制定するいかなる権利も有さない」として、その「無効」を宣している。ここで彼は、法が法としての妥当性を得るための第二の要件として自然法への合致を挙げている。曰く、

なぜならば、それは、上級の法 (superior Law) の原理に反して制定されたであろうからである。どんな社会も、また全人類さえも、上級の法を変更すること能わない。わたしは、われわれに本性を与え、与える際にそれに不変の法 (invariable Law) を刻んだ神の意思についていっている。どんな人間の集団でも、彼らが欲する法は何であれ制定する権利を有するという見解、つまり法は単にその制定から権威を引き出すことができ、その内容の良否に左右されないという見解以上に、人間社会の秩序と美点の一切、およびその平和と幸福の一切をまがう方なく破壊する、いかなる誤信も指摘することは難しいであろう。<sup>31)</sup>

このようにパークにとって法は、すべからく自

然法に合致したものでなければならず、「社会全体に損害を与える法」であるカトリック法は明らかに自然法に背馳し、法としての妥当性を欠いたものであると断じられる。この点で、彼が人民の同意よりも自然法を上位に置いていたのは明らかである。それは、治者と被治者が明確に分断され、一方的に支配・統治がなされる中で同意はその善し悪しを測るバロメーターであって、人民に向けられた安定した良き統治とは当然にも人民の同意を得てしかるべきものであると思念されたことに由る。人民はあくまで政治の客体・対象であって、主体的な存在ではない。政治権力は信託であり、どのような形態の政府であれ、人民の利益に資するよう努めるのがその第一の仕事である。<sup>32)</sup> しかしながら、アイルランドではそうではない。それどころか、まったく正反対である。

そのため統治の絶対的かつ最終的な指標として自然法を措定したパークは、さらに歩を進め、法に効力を与えるための不可欠な要件に論及する。彼はいう。「実際、法には二つの、たった二つの基礎しかない。それらは二つとも、それなくしては何も法に効力を与えることの一切能わない、必要条件である。わたしは、衡平 (equity) と功利 (utility) についていっている。」<sup>33)</sup> これは、自然法に合致して法は「本源的正義」を具体的に実現するところにその目的を有していることをいい、彼は衡平と功利を挙げて法の要諦とする。まず衡平について彼は、「それは、われわれの共通の本性に基礎づけられ、フィロン (Philo) が適切かつ美しくも正義の母と呼ぶ偉大な平等の規則から生ずる。人の手になる法はどれも、正確に言えば、宣言的であるにすぎない。それらは、本源的正義 (original justice) の様式や適用を変更することはできるが、その本旨に対し一片の支配力も有しない」という。<sup>34)</sup> いみじくも「不公平 (partiality) と法とは相反する言葉である」<sup>35)</sup> というように、何よりも法の基は平等にあり、それは、本源的正義が厳しく要請するものである。これを論拠に彼は、次のようにカトリック法を批判する。曰く、「この当の平等は、眼前にある法がそ

うであるように、正義の分配において必然的な不平等を引き起こすために人間間に人為的な差異を創出する、そういった法令の基礎とは決してなり得ない。」<sup>36)</sup>

次いで功利について、それは「部分的または限定的な功利ではなく、われわれの合理的本性と同じ仕方では結びつけられ、そこから直接引き出される普遍的かつ公的な功利でなければならない。というのも、それ以外の功利は、盗賊の功利、自国内の敵の利益と違って差し支えないが、市民の功利、すなわちコモンウェルスの構成員の利益ではありえないからである」<sup>37)</sup>と述べている。ここでいう「普遍的かつ公的な功利」とは、公共的功利、すなわち全体的な利益および幸福のことである。パークは、これを法のもう一つの基礎に据えて、「安定した価値のある財産の一切から人民の大部分を締め出す法は、はじめからそのように排除された一団の功利のために制定されていようはずもない」とした後で、次のようにカトリック法を批判する。曰く、「しかし、よしんば社会のある一団の物的利益をその他の人々の幸福から分離しうるのは適法であるとしても（実際はそうではないが）、それでもなお他の人々を犠牲にして当の利益を排他的に準備する法に如何なる正当な基礎も与えられようはずもない。なぜならば、それは法の本質に矛盾するだろうからである。法の本質は、なるだけ法が全体の利益のために制定されるよう求める。」<sup>38)</sup>

この所論でのパークの目的は、どこをどう取ろうとカトリック法が衡平と功利のどちらにも基礎づかないことを明らかにし、もってその不当性・無効を二重三重に徹底的に宣するところにあった。法が法としての妥当性を得るための要件の一つとして彼は、自然法を挙げてカトリック法を批判したが、むしろ、法の基礎たる衡平および功利を引証することでカトリック法が自然法にまったく合致しえないことを明らかにしており、衡平と功利が彼のいう自然法の実質的内容であったということもできる。この点で、彼が伝統的自然法に依拠した議論を展開したこと、それゆえに衡平も

功利も彼が援用した自然法と親和性を強くもちえた<sup>39)</sup> ことについて異論の余地はないが、むしろここでより重要なのは、彼がカトリック法を批判するに際して自然法に依拠した意図ないし理由である。もちろん自然法がもっともよくそれをなしたということはいうまでもない。しかしそれとは別に、もう一つ、カトリック法に依拠したアイルランドの統治のあり方がブリテンの国制にとって大なる禍根となると思念されたことに留意しなければならない。

ここでパークがもっとも危惧したのは、そうした本源的正義からの逸脱が常態化し、その範囲が拡大されることで、本源的正義そのものがその根本から破壊されるのではないかということである。彼にとってそれはまた専制への途を開くことを意味した。「平等と正義の本源のかつ不変な規則の例外」について彼は、「もしそれらが頻々として起こるまでに増えるならば、規則そのものの廃棄とどう異なるのか。このように頻々となることによって、それらはもっと先に進みさえするやもしれない。そしてそれ自体を原理として確立して、規則を例外にするやもしれない」<sup>40)</sup>と述べている。まさにカトリック法は、例外の上に例外を積み重ねる形で矢継ぎ早に制定され、その結果一個の原理として確立されるまでに至った。何よりも彼には「社会において価値のあるものすべてに対するわれわれの権原は、本源的正義の諸原理にのみ由来する」<sup>41)</sup>との思いがあった。しかるに、アイルランドでは「人民の大多数が価値のある財産の一切から排除されている。社会のもっとも大にしてもっともありふれた利得が特権として授与され、共通の権利に立って享受されていない」<sup>42)</sup>なればこそ彼は、「不公平と法とは相反する言葉である。功績も、罪過も、また一方の富裕にして枢要な地位も、他方の赤貧にして無名の境遇も、この根本的な真理に変更を加えることできない」と述べた後で、「誰でも今ある人は、別の仕組みで衡平の規則ともっとも露骨な専制とを弁別しうる正しき基準を指定してみせよ」<sup>43)</sup>というのである。

次に、宗教的寛容に基づき、特定の宗教を人民に強制するカトリック法は不正・不当であるとする第二の論点である。パークは、論を始めるに際してまず「その構成員がそのように迫害されているこの宗教がその国の古き宗教であり、そしてその国のかつての国教であったことを思い起こすのは適切である」<sup>44)</sup>と述べている。これが、第二の論点の大前提をなす。時代の啓蒙化に伴って宗教的迫害の考えは善良で思慮ある人々によって論駁され、かろうじてその残影を新しい宗教的セクトに対してのみ見出すといった状況の中で、「広く普及し、確定した宗教的見解を暴力により根絶しようとする試み」は、時代に逆行するばかりか、反社会的でもある。彼は、「彼らは、祖先から伝えられてきたがゆえに、……十全なる基礎の上にそれを受領した」と述べた後で、次のようにいう。「その見解は間違っているやもしれないが、その原理は、疑いもなく正しい。そして、あなた方は、彼らの父祖が樹立した国教への無条件な賞賛と固守という、一切の中で、恐らく社会を維持するにもっとも必要である原理に従って行動した廉で、彼らを罰する」<sup>45)</sup>と。

そこでパークは、「実際もし立法権があらゆる方面から信仰の基礎であると認められるならば、わたしは、国教反対が謀反であると即座に認めるであろう。……しかしこの学説は、普遍的に、しかも非常に平易な理由でその権威を否認される」とした後、宗教は法に先んじ、法に優越するがゆえに、超然として独立したものであるとして、次のようにいう。「宗教は、人間の悟性に影響力を有し、実にいやくも存在するために、法に卓絶し、その本旨から人間のいかなる制度にも依存しないようになっていなければならない。でなければ、それは、まったくもって不条理であろうし、容認された詐欺であろう。従って宗教は、法がそれを確定したから信じられるのではなく、社会の主要な部分が以前からそれは真理であると信じてきたから確定されるのである。」<sup>46)</sup>それゆえ、法により宗教を強制することは大いなる誤りとされる。あくまで「同意がすべての起源」であって、

政府がその権限の範囲を逸脱して強制的にさらに先に押し進めるならば、それは、「それ自身の制度が依って立つ基礎を否認する」ことになる。なぜならば「如何なる水もその源泉より高くに上り得ないように、如何なる制度も、その本源から引き出す以上の権威を有することはできない」<sup>47)</sup>からである。

このことに触れてパークは、「先入見」に依拠しつつ宗教を擁護してみせる。曰く。「もしわれわれが見解の根拠のために先入観 (prepossessions) に訴えなければならぬならば、その愚かさを日ごと経験している現在よりも、むしろその弱点が眼前にない過ぎ去りし時代の叡智に従う方が人間本性の内にある。古きものへの崇敬は人間の性分に合っている。それゆえ制度が人々に染みついている見解を圧迫するならば、それは、人間本性の強力な先入見 (prejudices) の一切と角突き合わせることになる。」<sup>48)</sup>このように彼は、先入見を人間本性の一部として措定するとともに、古来より抱懷されてきた宗教を大なる先入見とみなし、日々転変する気ままな新しい意見にそれを対置する。何よりもここでの彼の目的は、カトリック法による宗教そのものに対する露骨な迫害に非を入れることにあったが、留意すべきは、後にフランス革命を批判するに際し、「裸の理性」に対置して用いられた先入見がその30年弱前に同様な構図の下に言及されていることである。これは、先入見についての議論がフランス革命時にそれを批判するために突発的に出てきたのではなく、永らく抱懷されてきたものであることを示しているだけではない。確かにここでの議論は内容的に十分であるとはいいい難いが、しかし「現時にあって社会は、多くの国で、あらゆる統治形態の下に、この盲信 (superstition) とともにあるだけでなく、繁栄してもいる」<sup>49)</sup>と述べていることから明らかなように、大なる先入見である宗教は社会と矛盾なく両立し、さらにはその安定および繁栄にとって不可欠な要素であると認識されていた点は注目するに値する。<sup>50)</sup>

それゆえパークは、頑迷固陋なカトリックを改

宗させ、その迷信から解放することはまさに「改良」の名に値するという当時一般に流布していた考えに対して、改良一般についてその必要性・有用性を認めはするものの、それはあくまで「強制的ではなく、奨励によって、つまり強力かつ合法的な手段である賛助、愛顧、特典によって」なされるべきであって、「国家の強制的権能は、その存続になくはならないものに限られる。刑法の全命令はこれに属する」<sup>51)</sup>として、その誤りを指弾する。その本旨は、本来刑法は国家の存続を損なうほどに不法な侵害を対象とするものであって、カトリック法はこの点でもあるべき範囲をはるかに逸脱しているという点にある。宗教改革以前のアイルランドにあって市民社会は確かに存在していたし、カトリックは、そのとき社会が有したどんな利得もすべて受領していたが、今や「改良」の下にそれらの利得から一切排除されている。彼はいう。「市民社会がそれらを包含する限りは、そしてわれわれが事柄を思いのままにしている限りは、われわれのなしている迫害は、われわれの改革が幾分有害とされるほどに、その存続にとって必要なものでは決してない。もしこれが改良であるとするならば、正直なところ何をもって社会の腐敗と呼びうるのか、わたしは知らない」<sup>52)</sup>と。

最後に、「国家の繁栄、静謐、安全」に悪しき結果をもたらすカトリック法は不正・不当であるとする第三の論点である。パークは、まず「国家を榮えさせ富裕へと導く」ものとして「精励勤勉、知識ないし技芸、道徳、正義の行使、果敢さ、およびこれらの諸力を一点に向け、そのすべてを公益の本源とする際の国家的な団結」を挙げているが、とりわけ「国家の幸福と勢威の第一にして重要な道具立て」として重視されているのが「精励勤勉」である。<sup>53)</sup>カトリック法がことさら財産を対象とし、それにもっとも深甚なる害を与えているのを見て取った彼は、「精励勤勉を助成するこれらの市民法(civil Constitution)とは、財産の取得を促進し、その保有を保証し、その定着を可能にし、その譲渡を許容するような法であ

る」と述べた上で、次のようにいう。「この分配のどの部分においてであれ、それを妨げる法はことごとく、妨害の圧力と程度に比例して精励勤勉を挫く。というのは、財産に仇なす法は、精励勤勉に仇なす法だからである。後者は常に前者を有し、他の何もものもその用をなさない。」<sup>54)</sup>

パークは、その中でも「その他あらゆる種類の財産の基礎であり、支柱である土地財産(landed property)」に注視し、その取得をある一団の人々に限定し、それが社会内を自由に流通するのを妨げるのは「土壤の永続的な改良に用いられる、かの精励勤勉の一切を妨げるもっとも主たる要因の一つである」がゆえに、「悪しき政策」以外の何ものでもないとする。<sup>55)</sup>土地財産の取得・所有は、すべての人に開かれていなければならない。彼は、ロックを彷彿とさせるような口ぶりで次のようにいう。「すべての人は、われわれの自然権の維持と確かな享受が市民社会の大にして究極的な目的であると確信し、それゆえ、どんなものであれ、あらゆる形態の政府は、それらが完全に従属する、かの目的に役に立つ限りでのみ善であると確信する。」<sup>56)</sup>土地財産を取得・所有する権利はその最たるものである。アイルランドのカトリックは、土地を取得するだけでなく、31年を越えて土地を賃借することも禁じられたが、そうした土地財産に関わる権利を剝奪・停止されたことにより、経済的にも社会的にもまったく無力な存在へと貶められた。彼はいう。「取得欲は、常に長期的な展望に立った欲望である。つかの間の所有に限定せよ。さすれば、賢明な国家のことごとくがその偉大さの第一の原理の一つとして大切にしてきた、かの賞賛するにたる貪欲(avarice)をすぐさま断ち切るであろう。一時の所有だけを認めよ。格率としてその他のどんな所有も不可能であると断言せよ。さすれば、直ちにそして絶対確実にその者を一時的な享楽へと向かわしめるだろう」<sup>57)</sup>と。

しかし、それは、単にカトリックを「無思慮でのらくらした放蕩な生活を営む人々」に貶めるだけにはとどまらなかった。その影響は甚大で、当

然にもアイルランド社会全体に及び、社会は極度に疲弊することで閉塞した状況へと陥っていたのである。確かに商工業は、重商主義政策の下にイングランドから様々な制限を課せられてはいたものの、リネン工業のように一定の範囲内で発展する余地が残されていた。問題は農業であった。北部のアルスター地方を除き、地主の多くはロンドンやバース（Bath）などに居住した不在地主で、アイルランドにまったく関心を有さない彼らは、収益を吸い上げることに汲々とするだけで、アイルランドに資本を再投下することなどなかった。また、農民の大部分を構成した、コティアー（Cottier）と呼ばれた小屋住農は有期契約による小作農で、定期的な入札により契約が行われるのが通例であった。そのため短期契約が主流で、地代も不当に高く設定されていた上に、仮に小作農が収穫率を高めようとして土地改良を行っても、それに対し何の恩沢もないというように、土地改良へのインセンティブを著しく欠いていた。パークは、「この土地財産の、人民全体に対する拒絶は、土地の改良を妨げることで、商業で取得された財産のいくらかがいわば土地に還元されるのを妨げるというさらに一層悪しき結果を有する」と述べ、また次のようにも論ずる。「ここではこれらの手段によりどんな美しく有益な場所も、商業地区や工業地区の回りに形成されてこなかった。どうして農業は、商業との幸福な提携を祝福する理由を有してこなかったのか。そして、その統治構造が土地からなる利益と商業からなる利益とを分離させてきた、かの国は何と惨めでなければならないことか。」<sup>58)</sup>

徹頭徹尾それらは、不正・不当なカトリック法に起因する。しかも、その弊害はアイルランド内にとどまるものではない。パークは、「もしアイルランドの刑罰法が社会全体に繁榮を行き渡らすこれら道具立てを一つのみならず、そのことごとくを破壊するのを見るならば、それらが存在する限り、グレートブリテンは、自然の恵みが当然にも与える利益をその国から何一つ引き出すことができない」<sup>59)</sup>と述べて、カトリック法がアイル

ランドだけでなく、ブリテンにとっても有害であることを明らかにする。彼がここでいう「利益」とは、もっぱら政治的・経済的利益を指すが、この段階では晩年のようにその政治体制まで批判するには至っていない。むしろ、彼が問題にするのはあくまでその統治のあり方である。過去に生じたカトリックの反乱に触れて彼は、「これらの謀反は寛容によってではなく、迫害によって生み出されたのである。つまり、それらが起きたのは、公正で寛厚な統治からではなく、もっとも比類なき圧制からである」として、カトリックをそうした隷属した状態に留置しておくという試みは「公共の安寧に対するある種の保証というよりも、むしろ不利益であろう」と述べた後で、いみじくも次のようにいう。「わたしとしては、すべての国家にとって真に危険なのは、正当にもその臣民に不満を抱かしめることであると考える」<sup>60)</sup>と。

カトリックに信仰の自由を許し、社会共通の利益に与ることを認め、それによってアイルランドを豊かにする、そうした統治がパークの意図するところであった。それは、カトリックを、社会を構成する対等にして平等な市民として扱うことを意味した。この点で、彼のカトリック法批判は、単にカトリック擁護のみにとどまらず、アイルランド全体の利害の促進をも志向するものであった。と同時に、ひいてはそれがブリテンに政治的・経済的な利害をもたらすとともに、カトリック法が存在するがゆえにブリテンが必然的に抱え込まざるを得ない国制上の重大な瑕疵を除去しようと思念されたのである。

### 3. 財産権の擁護・市民社会の擁護

上述のようにパークは、広く一般に流布していたカトリック法正当化論を踏まえつつ、様々な角度・論点からその不正・不当を徹底的に糾弾した。この点で、法が法としての妥当性を得るための要件を根源にまで辿ってカトリック法を批判したくだけりとその根幹をなすのは言をまたないが、彼が全体を通してもっとも重視し、批判を集中さ

せたのは、経済的抑圧、とりわけ土地財産に関わる法的無能力化であった。パークを伝統的自然法論の系譜の中で読み解こうとしたスタンリス (P. J. Stanlis) は、当然にも第一の論点における雄々しいまでの自然法への訴えかけに着目し、自らの有力な論拠の一つとしてそれを称揚している。<sup>61)</sup> それに対し、パークを「政治経済学者」(political economist) と措定したマクファーソン (C. B. Macpherson) は、「財産と精励勤勉の必然的関連」の是認、およびその動機としての「取得欲」や「貪欲」の賞賛・推奨から、この時点ですでにパークは「ブルジョア個人主義の立場」を確立していたとする。<sup>62)</sup> この点で、相異なる両者の議論にはそれなりに首肯すべき点はあるものの、パークが『カトリック法論』において実際に何を問題とし、何を明らかにしようとしたかについて十分に応えてはいない。そこで本稿では、カトリック法が社会に及ぼした悪しき作用について彼のいうところをみた上で、その本旨を総括することにする。

パークが『カトリック法論』第2章で取り上げている事項は、土地財産の取得・所有および相続、教育、自己防衛権、結婚などである。その中で教育についてみれば、カトリックは、国内において公認された教育機関から完全に排除され、自ら学校を設立したり、教師になったりすることも禁じられ、家庭教師として何か教えることすら重罪とされた。さらに、教育の経路をすべて閉ざすために外国での教育も禁じられ、大陸にあるカトリックの学校や大学に送られて有罪判決を受けた場合、海外に送り出された者とそれを援助した者は法益を剥奪されるとともに、人的財産に加え「土地、法定相続産 (hereditaments)、馬小屋および自由土地不動産権、ならびにその中に含まれる信託財産や権限、諸利益の一切を没収される」が、たとえその者が幼く、法律に関して無知で、ただ周りの人間の意思に従っただけであったとしても、それは何の意味もなさなかつたのである。<sup>63)</sup>

こうした教育からの全面的かつ徹底的な排除は、カトリックの民衆を絶対的に無知・無力な境

遇に留め置く一方、教育を必要とする土地所有者階級に対しては法益剥奪や財産没収などをちらつかせ改宗を選択の余地なきものとし、カトリック社会を指導者不在の状態にするところにその目的を有した。しかし、ここでの議論で留意すべきは、教育からの排除がカトリックの土地財産全般に関わる抑圧と密接に結びつき、それを補完する形で機能するよう工夫されていることを明瞭にしようとしていた点である。パークがカトリック法の最大の弊害としてもっとも重視したのは、この土地財産全般に関わる抑圧であり、実際彼は第2章の大半をそれに割いている。その中で彼が特に問題にするのは次の二点である。すなわち、第一は土地財産の所有・相続に関する作用であり、第二は土地財産の取得に関する作用である。

まず最初に、土地財産の所有・相続に関する作用である。カトリックは、1704年の法令により無償譲渡権、遺言権、ならびに継承的財産設定権を剥奪されたが、「コモン・ローによる法定相続 (descent) の過程を完全に変更する」<sup>64)</sup> としてパークがとりわけ関心を寄せたのは、長男子相続制 (primogeniture) の廃止と、それに代わる男子均分相続土地保有、いわゆるガヴェルカインド保有 (gavelkind) の強制的導入である。後者は主としてイングランドのケント地方に固有の土地保有様態であって、子息全員による均分相続は当然にも土地財産の細分化をもたらすことから、土地財産があらゆる財産の基であった当時においてイングランドであろうと、アイルランドであろうと長男子相続制が一般的であった。しかも、プロテスタントには長男子相続制を認め、カトリックにのみガヴェルカインド保有を適用する一方、ケント地方では認められていた無償譲渡権や遺言権、継承的財産設定権が剥奪されたことで、長男子による単独相続の道は固く閉ざされたのである。そのためカトリックは、土地財産を際限なく均等分与していくことが不可避となり、世代を経るに従って「カトリックの土地財産はすっかり雲散」し、「彼らの家族は、無名の境遇や赤貧にまで零落し、勤勉あるいは能力を用いることで旧に復す

ることもできず、(現在われわれが目にするように)あらゆる種類の不朽な取得を不可能とされるであろう」<sup>65)</sup> ことは明々白々であった。

しかし、問題は単にそれだけにはとどまらなかった。ガヴェルカインド保有の作用・効果それ自体は確実ではあったが、あまりにゆっくりとしたものであったがゆえに、機先を制するために案出されたのが長子による改宗の奨励である。つまり、国教の遵奉こそが、カトリック土地所有者が単独相続を継続させる唯一の抜け道であると、何恥じることなく宣せられたのである。パークは、このあまりに狡猾な仕掛けに憤然として「コモン・ローの精神からのより顕著な逸脱」であると断じ、「国教遵奉後直ちに父親の土地財産の性質および特性を完全に変更する」がゆえに、「カトリックのすべての家族に内在する自然な関係にもっとも尋常ならざる効果を生みだすよう意図された」<sup>66)</sup> と非難している。

この長子による改宗の法的効果は絶大で、カトリックの父親がたとえ土地財産に対する完全かつ絶対的な所有権である単純不動産権を有していたとしても、長子が国教を奉じることで、たちまち生涯不動産権者に貶められることになる。国教に改宗した長子は、復帰権ならびに法定不動産相続を手にする事で、妻子のためになされたあらゆる種類の無償継承的財産設定 (voluntary settlement) を遡及して無効にすることができ、また大法官裁判所で父親に財産価値を証言させ生計費を給付するよう強いることも可能である。<sup>67)</sup> 後者についていえば、これは何も長子にのみ与えられた権利ではなく、国教を奉じさえすれば、その他の子どもも同様な方法で生計費を要求できるが、さらに加えて長子は、最初の訴訟以降に勤勉その他の方法により新たに財産が得られたことが判明すれば、その度ごとに何度でも訴状を提出することを公認されており、その責め苦は、「現在の一切の所有財産だけでなく、取得と改良のあらゆる希望を完全に放棄する」<sup>68)</sup> まで続くことになる。

このようにカトリックの父親は、長子の国教遵奉を契機に所有財産に対する支配権の一切を奪取

されうるが、それとともにパークが注意を払うのは、父権や夫権といった家族に対する支配権の一切をもまた喪失しうる点である。カトリック法は、子どもに対し父親に抗して服従から離脱するよう勧める一方で、妻に対しても、国教を奉じて、子どもの管理だけでなく、世評という社会における満足すら夫から奪うことを奨励する。父権は父親が子に対して有していた諸権利で、父親は、コモン・ロー上、子が21歳になるか、あるいは娘がその前に婚姻するまでの間、母親を含めた他の一切の人々を排して父権を独占的に行使できたのであるが、ことここに至って父権は、カトリック社会にあって衰滅の危機に瀕することになる。

と同時に、それにより夫の妻に対する権利もかなり縮減されることになるが、さらにそれに加えパークは、婚姻継承的財産設定 (marriage settlement) を挙げて妻が夫権を完全に無効にするのも可能であることを示唆する。婚姻継承的財産設定とは、もっぱら婚姻前に婚姻を約因としてなされる継承的財産設定のことをいい、その中に妻の小遣いや寡婦給与産、分与産が含まれるのが通例であるが、夫が婚姻継承的財産設定において寡婦給与産をなす権利を留保している場合や、それを設定せずに亡くなった場合、妻は、国教を奉じることで、大法官が妥当と考える範囲内でその権利を遂行させることが可能となる。これは、夫が権利を留保することで有しえた妻に対する影響力を奪い取られ、妻が「夫の愛顧にまったく左右されない」<sup>69)</sup> 地位を手にすることを意味した。こうしてカトリックは、子どもに対する父権ばかりか、妻に対する夫権も強権的に剝奪され、家族に対する一切の権利を喪失した哀れな存在へと不可避免的に追いやられたのである。<sup>70)</sup>

次いで土地財産の取得に関する作用である。カトリックは、同じく1704年の法令により直接または信託により新たに土地を取得したり購入したりできなくなったが、それはまた「誰であれカトリックは、土地に作用するいかなる種類の不動産権も所有することができない」<sup>71)</sup> ことを意味し

た。そうした中でただ一つ認められた例外が、31年を限度とする不動産貸借権 (lease) である。しかし、彼によれば、それすら二つの点で制限が課されることになる。

一つは、年価値の三分の二以上の地代が定期借地の全継続期間を通じて据え置かれる上に、当該不動産貸借権が復帰権のように将来何らかの条件が成就し、あるいは期間が満了することで開始される将来権の類ではなく、賃貸者が現在使用・収益できる状態にある現有不動産権であることである。このことは、現実の占有が賃借者によってなされていても、賃貸者の不動産権は現有であり、将来のある時期からではなく、実施に移されたまさにその日から始まることを意味した。それゆえ、カトリックは地代を不当に高く設定されたばかりか、「もし賃借がほんの少しでも期間や価値を越え、あるいは開始時期を変更してなされるならば、利益はすべて没収され、まさにその事実によってプロテスタントの第一発見者または通告者に与えられる」と法定された。しかも、発見者には「あらゆる形態の調査によりそれを発見し、あらゆる種類の特権により告訴する権限」が与えられたのに対し、訴追されたカトリックは、嘆願や妨訴抗弁といった通常認められる特惠もなく、ただ「没収を引き出すために、自らの不動産権および信託の正確な種類と公正な価値を詳かにする」よう強要されたのである。<sup>72)</sup>

このように、カトリックに唯一認められた不動産貸借権も徹底した収奪の対象とみなされ、精励勤勉して土地の改良に励むことなど事実上不可能であったが、さらに当該貸借権は王国全体に行き渡るものではないという二つめの制限がこれに加わる。すなわち、「名誉革命時に没収されたり、占有回復法 (Act of resumption) によって売却されたりした、すべての土地」はその対象外とされたが、こうした除外地は、「100万アイルランド・エイカーよりもずっと多く、王国全体のほぼ十分の一に達した」<sup>73)</sup>とされる。こうしてパークは、カトリック法の土地財産の取得に関する作用を明らかにした上で、次のように述べている。「概し

て、これらの法令すべてから見て取られるべきは、財産の取得はカトリックにとつてとつともなく困難とされること、および法は精励勤勉へのあらゆる経路で彼らと相まみえ、押し止めること、これである」<sup>74)</sup>と。

この後続けてパークは、カトリックは民事・軍事を問わずあらゆる部門の公職に就くことを禁じられ、法曹職からも排除されるばかりか、その下働きとしてすら働くこともできないこと、カトリックの小売り商人は地方自治体にあつては自由市民権を得られず、生地でありながらあたかも外国人のように商売をしなければならないこと、さらにリネン工場を除き、どういった場所、どういった仕事であろうと二人以上の徒弟を雇うのを禁じられていることなどを指摘している。<sup>75)</sup>カトリックは、土地財産の取得、所有および相続はいうに及ばず、あらゆる分野においてその財産権を保障されず、社会の構成員として当然有すべき共通の権利を剥奪され行為無能力の状態に強制的に留め置かれた。彼にとって、まさにこうした人民の大部分の法益剥奪・法外放置は、文明化された社会では決してその例を見ず、ましてイングランドでは国制上まったくその正反対に位置するものであった。この点で、彼の「カトリック擁護」は、財産権の擁護、別言すれば市民社会の擁護に引照されおり、彼が「すべての人は、われわれの自然権の維持と確かな享受が市民社会の大にして究極的な目的であると確信し、それゆえ、どんなものであれ、あらゆる形態の政府は、それらが完全に従属する、かの目的に役に立つ限りでのみ善であると確信する」とまで述べたのも、そのためであったということができる。

ところで最初に述べたように、この『カトリック法論』は未完のまま放置されたものの、パークの最初の政治的パンフレットであると同時に、以後彼によって展開されることになる「カトリック擁護論」ないし「アイルランド擁護論」の本質を規定するものでもあった。議会の運営に直接責任を有したハミルトンの様々な求めに応じて彼を下から支えることが私設秘書としてのパークの主た

る仕事であったが、アンダーテイカーと呼ばれたごく少数の有力者を抜きにして実際政治は成立しえないという国内の複雑な構造の中で、アイルランドの事情に通暁し、友人・知人も数多くいたパークは、単なる有能な秘書などではなく、知恵袋ないし懐刀といった存在であったと推知される。このことはその後のロッキンガムとの関係をみれば容易に理解できるが、それにしてもカトリック法を真正面からラディカルに非難した同書の内容は、かりにアイルランド統治が抱える根本的な問題を明示するところにその目的があったとしても、求められる範囲をはるかに逸脱したものであったといわざるを得ない。むしろ、アメリカ問題を論じた際にみられたのと同様、自らが関わった重要事について問題の所在をその根源にまで遡って分析・検証するというのが彼のやり方であり、『カトリック法論』の中で示されたカトリックやアイルランドに対する彼の強い思いは、終生一貫したものであった。

このことに触れて、コニフ (James Conniff) は、分析は十分になされているものの、「刑罰法は撤廃されるべきとの、言外においてなされる示唆は別にして、彼はどんな明確な改革も提示していない」という。彼は、その理由として自然法に依拠したロック的な議論が「パークの趣からしてあまりにラディカル過ぎた」ことを挙げ、その後「積極果敢な漸進主義者」にスタンスを変えたとする。<sup>76)</sup> 同様にマホーニも、このときパークが表明した所信は生涯同一不変であったが、「彼はカトリックの大義を弁ずるに際し基点を変更した。彼は、自然権という高尚な根拠から慎慮、正義および便宜というそれに改めたのである」と述べている。<sup>77)</sup> またそれとは別に、自然法への訴えかけをレトリックであるとしてその過大視を窺ったオゴーマン (Frank O’Gorman) は、「『カトリック法論』の言い回しは過度に飾り立てはいるものの、大意はそれほど極端ではなかった」として、次のようにいう。「彼は、カトリックのためにより良き処遇を要求したが、プロテスタント支配体制の解消も、アイルランドの社会構造の実質的な

変更も要求しなかった。もっともラディカルであったときでさえ、パークは、気質・性向によりまったく保守的なままであった。」<sup>78)</sup>

実際、1788年インド総督であったヘイスティングズ (Warren Hastings) を専制の廉で弾劾した際を除いて、パークが大々的に自然法に依拠した議論を行ったことはなく、『カトリック法論』で展開された自然法への訴えかけと、その後のアイルランド問題に関する彼の論調との間に大きな懸隔があるのは紛れもない事実である。しかしながら、先にもみたように、パークが自然法に依拠しながら法の根源にまで遡ってカトリック法は法としての要件を著しく欠くがゆえに不正・不当であるとしたこと、またそれがカトリック法を全体的に批判する際のもっとも有力な論拠であったことも、紛れもない事実である。この点で、マホーニもいうように、「カトリック擁護」を実際政治の中で推し進めていく上で、その論拠・手法を変更したとみるべきであるが、『カトリック法論』が企図されたのが、彼が下院議員としてイングランドの政界に登場する前であったことを考え併せたとき、彼の本来的な目的がカトリック法の不正・不当を原理的に論難するところにあったのであり、カトリック法の廃棄に向けた具体的なプランなり、政策なりを提起するところにあったのではないことは、自ずから明らかである。

と同時に、パークが依拠した自然法についていえば、その言い回しがいくらロックの口吻に似たものであったとしても、それがロック流の抵抗権や革命権を是認するためでなかったのは、その行論からも明らかである。この点で、彼は「プロテスタント支配体制の解消も、アイルランドの社会構造の実質的な変更も要求しなかった」という、オゴーマンの言は正しいが、そもそもそれはパークの流儀ではないし、そのために自然法を援用したわけでもない。彼がカトリック法の不正・不当を闡明しようとしたのは、そのあまりに逸脱したアイルランド統治のあり方に非を入れて、それをあるべき姿に是正したいがゆえにであって、当然にもそれは当の立法権者を含む支配者層に向けら

れたものであった。彼にとってアイルランドでなされている統治はまさに専制支配のそれであり、イングランドにおいて理念的に現出している統治とはまったく対極にあり、ブリテンの国制を致命的なまでに毀損するものと思念されたのである。

ここでパークが自然法論者であったか否かということはあまり問題ではない。彼は、イングランドの統治のあり方を歴史的経緯の中に跡づけ、それを理念化されたモデルとして称揚する。彼の国制に対する絶対的な信頼はその現れでもあるが、そのことは、実際の政治においてそれが何の瑕疵もなく具現されていることを意味するものではない。イングランドの統治体制は、専制政治との戦いの中で形成・発展してきたものであり、実際上まだなおその脅威にさらされている。彼が後年愛国王ジョージ三世の親政を批判して『現在の不満の原因についての考察』(Thoughts on the Cause of the Present Discontents, 1770)を上梓したのもそのためであり、アイルランドの統治を専制支配とみなし、国制を著しく毀損するものとしてカトリック法を批判したのも同様である。カトリック法という、手続き上有効な議会制定法がアイルランド統治のあるべき姿を歪めている以上、法の淵源および制定目的に遡ってその非を明らかにする必要がある。彼が援用した自然法はもっとも効果的にその用をなしたということである。

さらにそれに加えて、パークが、カトリック法がアイルランド社会に及ぼす悪しき影響について言及していることにも意を配る必要がある。このことについて、不完全な上に粗稿状態にあるため全体を詳細に把握することはできないが、現存する部分から汲み取りうるのは、市民社会の要諦は精励勤勉を保障し、誰であれ自己の才覚・能力により財産を取得・所有する権利を「共通の権利」として保障するところにあり、ひいてはそれが「国家の繁栄、静謐、安全」にもっとも寄与するがゆえに、政府もまたその維持・享受に意を用いなければならないという一点である。

この点で、もっとも良くこの部分に注意したのはマクファーソンであるが、18世紀のイングリ

ド社会はすでに資本主義化しており、「彼が大切に抱いた伝統的な秩序とは単に階統的な秩序であるばかりか、資本主義的な秩序でもあった」<sup>79)</sup>とする彼の見解は、些か早計にすぎる嫌いがある。というのも、パークがもっとも重視した財産権は、歴史的変移を伴いながらコモン・ロー上において承認されてきた諸種の不動産権であり、「取得欲」や「貪欲」といった進取の精神は資本主義の展開に必要であったとしても、当時すでに資本主義的秩序が形成されていたという見解にはやはり無理があるからである。いずれにしても、この部分でより重要であるのは、専制に抗する中で形成されてきた市民社会、ならびにその根幹をなす財産権、就中不動産権は最大限擁護されること、そしてカトリックもまたその十全なる構成員として市民社会の中に包含されるべきことを、パークが闡明したことである。

以上ここまで、パークのカトリック批判をその所説に沿いながら検討してきたが、最後に付言すれば、まず第一に『カトリック法論』は、コニフのいうように「アイルランド政治の本質に関するパークの理解のもっとも完全な所説」<sup>80)</sup>であり、「カトリック擁護論」ないし「アイルランド擁護論」の本質を規定するものであるということである。第二は、パークが『カトリック法論』においてすでに保守的な気質・性向を多分に有していた点である。これは先に挙げたオゴーマンの見解であるが、むしろパークのその後の展開の中にそのことを積極的に読み取っていくことが今後の課題である。

## 注

- 1) 中野好之編訳『パーク政治経済論集－保守主義の精神－』、(法政大学出版局、2000年)、作品解題、p.1034。この中で中野氏は、「アイルランドの民衆、ことにその大部分を占めるカトリック教徒に寄せる同情は極めて切実なものであったが、逆にそれゆえに彼のアイルランドに関する発言

- は単独の作品として展開されず、わずかに屈折した慎重な表現が、他のさまざまな帝国内の統治の主題に触れて折に触れて見出される、という特徴を帯びる結果となった」と述べている。
- 2) 岸本広司『パーク政治思想の形成』(御茶の水書房, 1989), p.298.
  - 3) 『カトリック法論』は、最初の著作集で *Fragments of a Tract on the Popery Laws* との題の下に公刊されたが、そのタイトルは編者により付されたものである。なお『カトリック法論』の執筆時期について、最初の著作集では1765年とされていたが、コーンやマホーニはそれを1761年とし、オブライエンも彼らに倣っている。しかしながら、ロックは1762年、コートニは1761-2年、1763-4年のアイルランド滞在中、またコニフは1761年から1765年の間とし、最新刊の編者であるマクダウェルも「[最初の著作集の]編者がいうよりも早く書き始めたかもしれない」というにとどめている。Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (University of Kentucky Press, 1957), p.43; Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Harvard University Press, 1960), p.15; Conor C. O'Brien, *The Great Melody: A Thematic Biography and Commented Anthology of Edmund Burke* (The University of Chicago Press, 1992), p.39; F. P. Lock, *Edmund Burke, vol.I: 1730-84* (Oxford: Clarendon Press, 1998), p.194; C. P. Courtney, *Montesquieu and Burke* (Westport, Greenwood Press, 1963), p.56, n.1; James Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress* (State University of New York Press, 1994), p.253; *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by P. Langford et al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol.IX (1991), p.434, headnote.
  - 4) この間の事情については、Carl B. Cone, *ibid.*, pp.40-43; F. P. Lock, *ibid.*, pp.188-191; 中野好之『評伝パークーアメリカ独立戦争の時代ー』(みすず書房, 1977), pp.111-115を参照。なおロックは、「パークがいつ、どこで、どのようにしてハミルトンに紹介されたかは解らない」(p.188.)と述べている。
  - 5) Carl B. Cone, *ibid.*, p.51; Thomas H. D. Mahoney, *op.cit.*, p.25を参照。
  - 6) R. B. McDowell, "Colonial nationalism and the winning of parliamentary independence, 1760-82," in T. W. Moody & W. E. Vaughn (eds.), *A New History of Ireland, vol.IV: Eighteenth-Century Ireland, 1691-1800* (Oxford: Clarendon Press, 1986), pp.196-199を参照。
  - 7) *Letter to Lord Kenmare* (1782. 2. 21), in *Writings*, vol.IX, p.570.
  - 8) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol.IX, p.597. 前掲編訳書, pp.742-743.
  - 9) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol.IX, p.435.
  - 10) S. J. Connolly, "The Penal Laws," in W. A. Maguire (ed.), *Kings in Conflict: The Revolutionary War in Ireland and its Aftermath, 1689-1750* (Belfast: Blackstaff Press, 1990), pp.157-161.
  - 11) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol.IX, p.614. 前掲編訳書, p.761.
  - 12) カトリックに対する抑圧は、もっぱら宗教、政治、経済の三領域に収斂される。たとえば、R. B. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution 1760-1801* (Oxford: Clarendon Press, 1991; first published 1979), pp.173-179を参照。
  - 13) カトリックの占める割合についてパークは、『カトリック法論』の中で「全国民の三分の二」(*Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol.IX, p.453.)、ないし「全住民の四分の三」(*Ibid.*, p.476.)と見積もっている。なお、後年になると「四分の三」(To Henry Grattan (1794. 9. 3), in *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge at the University Press and the University of Chicago Press, 1958-78), vol.VIII, p.4.)、ないし「五分の四」(*Letter to William Smith* (1795. 1. 29), in *Writings*, vol.IX, p.663.)としている。ちなみに、1834年に王立委員会の手で行われた調査によれば、その比率は81%であった。Ruth Dudley Edwards, *An Atlas of Irish History*

- (London: Routledge, 1981; first published 1973), p.132. またこの点については, *Correspondence*, vol.VIII, p.55, n.2も参照.
- 14) James Lydon, *The Making of Ireland: From ancient times to the present* (London・New York: Routledge, 1998), p.221; S. J. Connoly, “The Penal Laws,” in *op. cit.*, p.166.
- 15) J. C. Beckett, *A Short History of Ireland* (The Cresset Library, 1986; first published 1952), pp.92-93. 藤森一明・高橋裕之訳『アイルランド史』(八潮出版社, 1976), p.133. またラニラは, より明確に「宗教が経済的収奪を覆い隠す手段として用いられた」と述べている. John O’Beirne Ranelagh, *A Short History of Ireland* (Cambridge University Press, 1988; first published 1983), p.69. とはいえ, カトリック法の目的, 有効性および結果といった問題について, 18世紀初めより如何なる一致も見出されてこなかったとされる. たとえば, Thomas Bartlett, *The Fall and Rise of the Irish Nation: The Catholic Question 1690-1830* (Dublin: Gill and Macmillan, 1992), p.18ff. を参照.
- 16) 「聖職者追放令」および「司祭登録法」については, 盛節子「『刑罰法』とアイルランド・カトリック教会 -カトリック聖職者法を中心に-」, 中央大学人文科学研究所『人文研紀要』第40号, 2001年, pp.28-33を参照.
- 17) 宗教に関わるカトリック法本来の目的はカトリック信仰の根絶にあったが, その実現可能性は極めて乏しく, 教会組織を弱体化するとともに, 一般信徒を孤立化するところに聖職者追放の目的があったといえる. なお, この点については, 盛節子, 同論文, pp.23-28を参照. またこのことについてパークは, 『カトリック法論』の中で「アイルランドは, ほぼ1世紀経った今でも諸刑罰に満ち, そしてカトリックに満ちている」と述べている. *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol. IX, p.464.
- 18) 実際カトリックが選挙権を法的に剥奪されるのは1728年の法令によってである. これは, 1790年代初頭に展開されるカトリックの救済・解放にと
- って重大な意味を有したが, 1704年の法令では聖体変化を否定した上で, カトリックの諸儀式は迷信であり愚像崇拜に過ぎないとの誓いを立てることを有権者全員に求めており, この点で1728年の法令は, 行為無能力を改めて法的に規定したものに過ぎない. それゆえコノリは, 「実際, [1728年の] 禁令は見かけほど重要ではない」と述べている. S. J. Connoly, “The Penal Laws,” in *op. cit.*, p.165.
- 19) Thomas H. D. Mahoney, *op. cit.*, p.11.
- 20) 岸本, 前掲書, p.291.
- 21) Maureen Wall, “The Age of the Penal Laws,” in T. W. Moody & F. X. Martin (eds.), *The Course of Irish History* (Cork: Mercier Press, 1967), pp.219-220. 堀越智監訳『アイルランドの風土と歴史』(論創社, 1982年), p.246.
- 22) *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol.IX., p.637. 前掲編訳書, p.786.
- 23) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol.IX., p.435, headnote.
- 24) *Ibid.*, p.452.
- 25) 『カトリック法論』についてオブライエンは, 「刑罰法の大意であると同時に起訴状でもある」と述べている. Conor C. O’Brien, *op. cit.*, p.40.
- 26) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol.IX., p.476.
- 27) *Ibid.*, p.453. ここでパークがカトリック法を「刑罰と法的無能力のこのシステム」としているのは重要である. カトリック法は, 一般的に「刑罰法」と呼び慣わされており, パークもしばしば用いているが, 刑罰よりもむしろ行為無能力にその特質を有した.
- 28) *Ibid.*, p.454.
- 29) *Ibid.*
- 30) *Ibid.*, p.455.
- 31) *Ibid.*
- 32) 統治おける人民の位置づけについてパークは, 『現在の不満の原因についての考察』の中で次のようにいう. 「人民とその支配者との間の係争すべてに, 少なくとも人民が正しいとする推定は半分ある. 経験的にみて, さらにもう一言述べても

- 恐らく誤りではないだろう。人民の不満がかなり広範である場合、通常政府の構成あるいはやり方に何か誤りがあったとの観測は当然にも肯定され、支持される。」また、『ラングリッシュ卿への書簡』の中で「この世のもっとも貧しくもっとも無知無学な人々は実際的な抑圧の審判者である」とも述べている。 *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in *Writings*. vol.II., p.255. 前掲編訳書, pp.10-11; *Letter to Sir Hercules Langrishe*, in *Writings*, vol.IX., p.621. 同編訳書, pp.768-769.
- 33) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*, vol.IX., p.456.
- 34) *Ibid.*
- 35) *Ibid.*, p.458.
- 36) *Ibid.*, p.456.
- 37) *Ibid.*
- 38) *Ibid.*, pp.456-457.
- 39) 岸本, 前掲書, pp.302-314を参照.
- 40) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*. vol.IX., p.459.
- 41) *Ibid.*, p.458.
- 42) *Ibid.*, p.459.
- 43) *Ibid.*, p.458.
- 44) *Ibid.*, p.465.
- 45) *Ibid.*, p.466. マホーニは、この時期すでにパークは「取得時効 (prescription) の確たる擁護者であった」としている。 Thomas H. D. Mahoney, *op.cit.*, p.17.
- 46) *Ibid.*
- 47) *Ibid.*
- 48) *Ibid.*, p.467.
- 49) *Ibid.*, p.468.
- 50) 岸本, 前掲書, pp.314-316を参照.
- 51) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*. vol.IX., p.467.
- 52) *Ibid.*, p.468.
- 53) *Ibid.*, p.476. なお、引用文の一部については *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, ed. by John C. Nimmo, 12 vols. (London: Nachdruck der Ausgabe, 1887; Hildesheim, New York: George Olms Verlag, 1975), vol.VI, p.351に従った.
- 54) *Ibid.*
- 55) *Ibid.*
- 56) *Ibid.*, p.463.
- 57) *Ibid.*, p.477.
- 58) *Ibid.*, p.478.
- 59) *Ibid.*, p.476. ここでのパークの議論についてオフラハーティは、「国制的というよりもむしろプラグマティックである」とする。財産権に関する議論は別にして、カトリック法がアイルランドのみならず、ブリテンにも深甚なる影響を与えているとする議論は、オフラハーティの指摘するとおりであるが、むしろ直截的にこれはブリテン政府を意識したものであることに留意する必要がある。 Eamon O'Flahearty, "Burke and the Irish Constitution," in Sean Patrick Donlan (ed.), *Edmund Burke's Irish Identities* (Dublin·Portland, OR: Irish Academic Press, 2007), p.104.
- 60) *Ibid.*, p.479.
- 61) P. J. Stanlis, *Edmund Burke and the Natural Law* (Lafayette: Hantington House, 1986; first published 1958), pp.41-45. 『カトリック法論』の中でパークが自然法に依拠しつつカトリック法を批判していることについてスタンリスは、政界に入る前にすでに「パークの政治哲学の基本的原理がしっかり心の内にあったことを示す」(p.43.)と述べている。
- 62) C. B. Macpherson, *Burke* (Oxford University Press, 1980), p.21. 谷川昌幸訳『パーク - 資本主義と保守主義 -』(御茶の水書房, 1988), pp.35-36.
- 63) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*. vol.IX., p.447.
- 64) *Ibid.*, p.436.
- 65) *Ibid.*, p.437.
- 66) *Ibid.*
- 67) *Ibid.*, p.440.
- 68) *Ibid.*
- 69) *Ibid.*, p.442.
- 70) こうした事柄が実際にどこまであったかはここでは問題ではない。これについてパークは何も述

べていないが、ここでの彼の趣意は、カトリック法はこれまでの相続・継承の原理を完全に無視し、既存の制度・秩序をいとも容易く無思慮に変改するものであるということであり、それはまた後年彼がフランス革命を非難するに際してもっとも唾棄した事柄の一つであった。

- 71) *Tracts relating to Popery Laws*, in *Writings*. vol.IX., p.444.  
72) *Ibid.*, p.443.  
73) *Ibid.*, p.444.  
74) *Ibid.*, p.445.  
75) *Ibid.*, pp.445-46.  
76) James Conniff, *op.cit.*, pp.254-255.

- 77) Thomas H. D. Mahoney, *op.cit.*, p.20.  
78) Frank O'Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy* (London: George Allen & Unwin, 1973), p.81. また、カトリック法を批判するに際してバークが自然法を援用した理由についてロックは、その合法性を論駁しようとするれば、名誉革命時におけるウィリアムのアイルランド処理を問題にしなればならず、それを避けるためやむなく「高次の正義たる普遍的『自然法』」に訴えざるを得なかったとしているが、それだけを理由とすることには首肯できない。 F. P. Lock, *op.cit.*, p.194.  
79) C. B. Macpherson, *op.cit.*, p.61. 前掲訳書, p.90.  
80) James Conniff, *op.cit.*, p.253.